

【R4補正】農業労働力産地間連携等推進事業 よくあるQA

	問い合わせ	回答
総論		
1	事業計画の策定にあたっての考え方を教えてください。	本事業は、産地の農業現場における労働力不足を解消するための取組を支援するものです。そのため、事業計画については、産地の労働力不足の状況を踏まえ、ご提案いただく労働力確保の手段が、その不足分を補うものになっているか、本事業を活用することの必要性を含めて、分かるように策定をお願いします。
需給状況の把握 ※公募要領3「事業の内容」ア		
2	産地の需給状況について、どの程度の内容を把握する必要がありますか？	産地ごとに状況が異なるため一律の基準をお示しすることはできませんが、労働力不足の状況や今後の見通し、労働力確保に関する農業者の意向等、産地で労働力確保に取り組む上での基礎情報を把握いただく必要があります。 ※なお、本事業の特設ページ内にある「過去の取り組みはこちら」というリンクボタンから、過去の取組を確認いただけますので、ご参考になさってください。
労働力確保<共通> ※公募要領3「事業の内容」イ(1)、ウ		
3	本事業で確保する労働者の国籍に制限はありますか？	国籍に制限はありません。
4	労働者の雇用主は、労働者が実際に作業を行う農家でなければなりませんか？	農家による直雇用以外（請負契約による受入れ等）も対象になります。
5	人材派遣会社を利用して労働力を確保した場合も支援対象になりますか？	人材派遣会社の人材派遣サービスを利用して労働者を確保した場合も支援対象になります。
6	過去に類似事業の採択を受けた団体等が、本事業に申請することは可能でしょうか？	可能です。ただし、過去に実施した取組と同じ内容にならないようにしていただく必要があります。
労働者に係る交通費・宿泊費の支給要件について ※公募要領3「事業の内容」ウ、別紙		
7	交通費支給の要件である「50km以上の移動」とは、どのように測定した値のことでしょうか？	労働者の居住地～産地の農業者等が指定する集会所(圃場orまでの距離について、最適ルートを選択した道のりの距離(地図アプリ等を使って経路検索した際の距離)のことです。
8	農作業に従事する滞在期間である「1週間」とは、複数産地の合計でも可能でしょうか？	各産地での滞在期間は1週間未満だが、複数産地での滞在期間を合計すれば1週間に到達するという場合は対象外です。(なお、当該産地に1週間以上滞在し、その産地内の様々な農場で数日ずつ勤務するというケースは対象になります)
9	交通費・宿泊費支援の対象となるのは、他産地から招き入れた労働者のみで、他産地に送り出した者は対象外ですか？	事業計画に位置づけられた産地間において、本事業により確保した労働者が移動する場合は、招き入れた場合、送り出した場合ともに交通費・宿泊費支援の対象となります。
10	複数産地で連携する場合、事業実施計画書(様式2)の事業実施体制等には、各産地の内容を記載する必要がありますか？	複数産地で連携する場合には、連携体制や連携内容を記載してください。
11	労働者の交通費・宿泊費について、他の事業との重複受給は可能でしょうか？	他事業との重複受給はできません。
12	労働者の交通費・宿泊費については、「事業の内容 ウ」に取り組んで発生した場合のみが対象ですか？	そのとおりです。
13	交通費・宿泊費の支援対象となる労働者の確認・証明はどのように行えばいいですか？	雇用契約書や給料支払明細等、対象労働者の稼働日が分かる資料を提出いただきます。
応募方法、要件		
14	農業法人等ではない株式会社は応募可能でしょうか？	公募要領-別表1の「要件」に当てはまる場合は、応募が可能です。要件に当てはまるかどうかは、弊社マイファームにて応募書類から判断させていただきます。
書類の書き方、必要書類		
15	書類の提出方法を教えてください。	申請書類の提出は、原則電子メールでお願いします。やむを得ない事情がある場合には、郵送又は持参も可能としますが、FAXによる提出は受け付けません。
16	書類に捺印は必要でしょうか？	捺印は不要です。
17	申請書類チェックシートの応募団体の概要に関する資料の中の「財務諸表等」とは、何を提出すればよいですか？	決算書等、応募主体の財務・収益状況が分かる書類をご提出ください。
審査		
18	審査はどのような基準で行われますか？	公募要領別表3の「審査基準」に基づいて審査を行います。
19	審査の結果、事業計画を変更する必要があることはありますか？	農業現場における労働力不足を解消するという本事業の趣旨に鑑み、事業目的を達成できるように審査過程において事業計画書を修正していただく場合があります。(公募要領10)
成果目標(確保する労働力の目標値(人数))		
20	成果目標の達成期限はいつですか？	事業終了年度の翌年度末です。
その他		
21	問合せ方法を教えてください。	2023年2月24日(金)正午まで問い合わせを受け付けております。下記までご連絡ください。 ■TEL : 050-3333-9769 (担当:高橋、池本) ■MAIL : roudouryoku@myfarm.co.jp なお、電話が通じない場合がありますので、まずはメールで問い合わせください。また、お電話へのご対応は平日のみとなりますので、予めご了承ください。
■補助対象経費<共通>		
22	「補助率は定額」とはどういう意味ですか？	交付限度額の範囲内において、対象経費については全額補助となります。(ただし、申請金額について、精査により減額することもあります。)

23	「事業実施経費」の積算にあたり、見積りを取得する必要がありますか？	基本的には、見積りに基づいた積算をお願いします。ただし、応募締切りまでに見積書が取得できない場合には、概算で積算いただいても構いません。
24	補助対象経費に消費税は含まれますか？	消費税の仕入税額控除を受ける事業者は、補助金申請額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請いただくことになります。
■賃金等		
25	「賃金」の考え方を詳しく教えてください。	賃金は、事業実施に必要な業務のために臨時雇用した者に支払う実働に応じた対価のことです。そのため、実施主体の職員が自組織の活動を行うための給料は対象外です。(詳細は、公募要領別表2)
26	「技能者給」とは何ですか？	本事業において必要な専門知識・技能を有する業務の実施に対する対価のことで、事業実施主体の内部人員の方も計上可能です。(詳細は、公募要領別表2) 計上の際には、単価の妥当性の根拠となる資料、精算の際には、実働を証明する作業日誌(稼働時間・内容明記)等の提出が必要です。
27	確保した労働者の賃金は対象になりますか？	確保した労働力に対する賃金は対象外です。
■旅費・謝金		
28	旅費(確保した労働者の交通費・宿泊費を除く)・謝金の金額について、従うべき規程や基準はありますか？	原則、事業実施主体の旅費規程・謝金規程などに準じてください。上記内規等の定めがなければ、所在する市町村の規定に則っての積算などでも構いませんので、その旨を記述して提出ください。(※応募申請段階では、根拠書類の提出までは不要です)